

国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第57号

国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例（平成17年岩手県条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>（病床転換支援金を納付する市町村に対する調整交付金の特例）</p> <p>5 <u>平成25年3月31日</u>までの間、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第2条の規定を適用する場合には、同条第2項第1号中「及び後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。）」とあるのは、「後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。）及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。）」とする。</p> <p>6 <u>平成25年3月31日</u>までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第4項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合には、同条第2項第1号中「及び後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）」とあるのは「後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。）」と、「及び後期高齢者支援金の額」とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額」とする。</p> <p>（老人保健医療費拠出金に係る市町村に対する調整交付金の特例）</p> <p>7 平成20年度から<u>平成24年度</u>までの間において、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、附則第5項の規定により読み替えられた</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>（病床転換支援金を納付する市町村に対する調整交付金の特例）</p> <p>5 <u>平成30年3月31日</u>までの間、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第2条の規定を適用する場合には、同条第2項第1号中「及び後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。）」とあるのは、「後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。）及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。）」とする。</p> <p>6 <u>平成30年3月31日</u>までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第4項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合には、同条第2項第1号中「及び後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）」とあるのは「後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。）」と、「及び後期高齢者支援金の額」とあるのは「後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額」とする。</p> <p>（老人保健医療費拠出金に係る市町村に対する調整交付金の特例）</p> <p>7 平成20年度から<u>平成26年度</u>までの間において、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、附則第5項の規定により読み替えられた</p>

第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。）」とあるのは、「、病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。）及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。））」とする。

8 平成20年度から平成24年度までの間において、退職被保険者等所属市町村について、附則第6項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。））」とあるのは「、病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。）及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。））」と、「病床転換支援金の額」とあるのは「病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。））」とあるのは、「、病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。）及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。））」とする。

8 平成20年度から平成26年度までの間において、退職被保険者等所属市町村について、附則第6項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。））」とあるのは「、病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。）及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。））」と、「病床転換支援金の額」とあるのは「病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成25年度分の調整交付金から適用する。